

浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務委託概要書

この概要書は、浦安市広告掲載おくやみハンドブック無償提供業務委託（以下、「ハンドブック」とする。）公募型プロポーザル募集要項に基づき、ハンドブックを無償提供する受託事業者等（以下、「事業者」とする。）を募集するにあたり、必要な事項を定める。

1 規格及び製作予定冊数

規格及び製作予定冊数は、次のとおりとし、詳細は協議の上決定するものとする。

印刷の種類	オフセット印刷、中綴じ
サイズ	A4判（両面印刷）
ページ数	40～50 ページ程度を想定。 ※広告掲載ページを総頁数の25%以内とする。
色刷り	表紙、本文共にフルカラー
使用紙質	表紙、本文共にカラー印刷に適し、インクが透けない耐久性のあるもの
発行部数	3,000部程度（1年あたり）

2 契約期間

契約締結日から1年間（5年を限度に契約の更新を可能とする。）

初回納入期限は、令和6年9月30日（月）とする。

3 業務内容

- （1）事業者はハンドブックの情報収集、企画、編集、印刷及び製本を行う。
- （2）浦安市（以下「市」という。）は必要な行政情報等を事業者に提供する。
- （3）広告主の募集、広告資料の作成・更新及び行政情報等の作成・更新を行う。
- （4）ハンドブックの納入業務を行う。
- （5）その他、ハンドブック無償提供に必要な業務を行う。

4 費用負担

業務に要する費用は、事業者が集める広告収入およびその他の収入により賄うものとし、市はその一切を負担しない。また、事業者の広告主の応募がない場合も、自らの責任において業務を履行しなければならない。

5 納品及び配布方法

(1) ハンドブックは1年度2回に分けて次表のとおり納品することとする。

	1回目	2回目
納品数	1,500部程度	1,500部程度
納品時期	9月末日	3月末日
納品場所 及び住所	市庁舎1階市民課	浦安市猫実一丁目1番1号
	浦安駅前行政サービスセンター	浦安市北栄一丁目13番25号
	新浦安駅前行政サービスセンター	浦安市入船一丁目2番1号
	舞浜駅前行政サービスセンター	浦安市舞浜25番地2
	その他、市が指定する場所	その他、市が指定する場所

※納品日時：平日（土日祝日・年末年始を除く）午前9時から午後4時まで

(2) 「ハンドブック」の電子データはPDFで提供し、市はホームページに掲載して使用できるものとする。

(3) 電子データについては、広告の表記はなしとする。

(4) 配布方法は、死亡届を提出した人及び希望者への直接配布に加え、市民が自由にとれるよう配架する。

6 掲載する広告等

(1) ハンドブックに掲載する広告については、「浦安市広告掲載に関する要綱」及び「浦安市広告媒体への広告掲載基準」等の関係法令を遵守すること。

(2) 市は、広告内容が浦安市広告掲載基準等を満たさなくなったとき、又はその他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、事業者に広告内容の修正又は削除を求めることができる。なお、速やかに修正又は削除等の対応ができない際は、当該ハンドブックを全面回収し、代替する冊子を提供するものとする。この場合において、広告の修正、ハンドブックの回収、代替冊子の作成・納入等に要する費用又は広告主に対する賠償の費用は、事業者の負担とする。

(3) 市に対して、第三者から掲載した広告に関連について、トラブル及び損害の請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(4) 掲載する広告は、遺族にとって有意なものである広告のみとし、行政情報等と混同しないよう明確に区分すること。

(5) 広告の掲載にあたり、広告である旨を明記し、掲載される広告の事業者等を市が斡旋しているものではない旨の記載をすること。

- (6) 事業者は、掲載しようとする全ての広告について事前に市と協議し、事前に市の承諾を得ること。
- (7) 広告料収入により作成されたハンドブックであることを明記し、行政情報等以外の広告掲載に関する問い合わせ先が、事業者となる旨を明記すること。
- (8) 広告の新規掲載及び内容を更新しようとするときには、3か月前までに変更事項について市と協議を行う。
- (9) 広告主は、市内事業者を優先することとし、広告掲載割合は総頁数の25%以内とすること。

7 著作権等

- (1) 市が提供する行政情報等の著作権は、全て市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他への転載、提供、引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。
- (2) 事業者が提供するハンドブック製作のためのデザイン及び広告等は、事業者に帰属するものとし、市は当該情報等を市ホームページ以外の他の媒体への転載、引用等を行う場合は、あらかじめ事業者の許可を得るものとする。

8 協定の締結について

無償提供実施にあたり、市と選定された優先契約候補者は、速やかに本業務に係る契約を締結する。契約は1年間とし、5年を限度として契約の更新を可能とする。また、掲載内容の見直しおよび掲載広告の審査は1年ごとに行う。

9 その他

この概要書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と事業者が協議の上決定するものとする。